

平成 27 年 12 月 18 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 イ ト ク ロ
代 表 者 名 代 表 取 締 役 山 木 学
代 表 取 締 役 領 下 崇
(コード番号：6049 東証マザーズ)
問 合 せ 先 取 締 役 管 理 本 部 長 高 見 由 香 里
(TEL.03-6230-1138)

監査等委員会設置会社への移行及び定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、本年 5 月 1 日施行の「会社法の一部を改正する法律」（平成 26 年法律第 90 号）により新たに創設された「監査等委員会設置会社」に移行すること及び「定款一部変更の件」を平成 28 年 1 月 25 日開催予定の第 10 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 監査等委員会設置会社への移行

(1) 移行の目的

監査・監督機能の強化とコーポレート・ガバナンスの一層の充実を図るとともに、迅速な意思決定と業務執行により経営の透明性と効率性を高めることを目的として、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行することといたしました。

(2) 移行の時期

平成 28 年 1 月 25 日開催予定の当社第 10 回定時株主総会において、必要な定款変更について承認された場合、同日付で、監査等委員会設置会社に移行する予定です。

2. 定款一部変更

(1) 変更の理由

- ① 監査等委員会設置会社への移行に伴い、監査等委員会及び監査等委員に関する規定を新設するとともに、監査役及び監査役会に関する規定の削除及びその他関連する規定の内容を一部変更するものであります。
- ② 代表取締役の複数選任に伴い、関連する規定の内容を一部変更するものであります。
- ③ 「会社法の一部を改正する法律」（平成 26 年法律第 90 号）の施行により、責任限定契約を締結することができる役員等の範囲が変更されたことに伴い、監査等委員である取締役がその期待される役割を十分に発揮できるよう、現行定款第 30 条を変更するものであります。
なお、当該変更につきましては、各監査役の同意を得ております。
- ④ 上記各変更に伴う条数の変更を行うとともに、あわせて一部表現の変更、字句の修正を行うものであります。

(2) 変更の内容

変更の内容は、次のとおりです。

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>(招集権者及び議長)</p> <p>第13条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、代表取締役が<u>招集する。代表取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集する。</u></p> <p>2 <u>株主総会においては、代表取締役が議長となる。</u>代表取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が議長となる。</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役及び取締役会</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第19条 当社の取締役は、10名以内とする。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>(取締役の選任)</p> <p>第20条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>2 (条文省略)</p> <p>3 (条文省略)</p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第21条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>2 <u>増員により、又は補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>(取締役会の招集権者及び議長)</p>	<p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>(招集権者及び議長)</p> <p>第13条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、代表取締役 (<u>代表取締役が複数あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた代表取締役</u>) が招集し、議長となる。</p> <p>2 <u>前項の代表取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</u></p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役及び取締役会</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第19条 当社の<u>監査等委員である取締役以外</u>の取締役は、10名以内とする。</p> <p>2 <u>当社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。</u></p> <p>(取締役の選任)</p> <p>第20条 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して株主総会</u>の決議によって選任する。</p> <p>2 (現行通り)</p> <p>3 (現行通り)</p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第21条 <u>監査等委員である取締役以外の取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p>2 <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p>3 <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>4 <u>補欠の監査等委員である取締役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後2年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p> <p>(取締役会の招集権者及び議長)</p>

現行定款	変更案
<p>第23条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表取締役が招集し、議長となる。<u>代表取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。</u></p> <p>(新設)</p>	<p>第23条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表取締役(代表取締役が複数あるときは、<u>取締役会においてあらかじめ定めた代表取締役</u>)が招集し、議長となる。</p> <p>2 <u>前項の代表取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。</u></p>
<p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第24条 取締役会の招集通知は、各取締役及び監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</p>	<p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第24条 取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</p>
<p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第26条 当社は取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき取締役の全員が書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。<u>ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。</u></p> <p>(新設)</p>	<p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第26条 当社は取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき取締役の全員が書面又は電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</p>
<p>(取締役会の議事録)</p> <p>第27条 <u>取締役会における議事の経過の要領及びその結果ならびにその他の法令で定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印又は電子署名する。</u></p>	<p>(業務執行の決定の取締役への委任)</p> <p>第27条 <u>当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。</u></p> <p>(削除)</p>
<p>(取締役の報酬等)</p> <p>第29条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p>	<p>(取締役の報酬等)</p> <p>第29条 <u>取締役の報酬、賞与、その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して定める。</u></p>

現行定款	変更案
<p>(取締役の責任免除)</p> <p>第30条 当社は、社外取締役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について会社法427条1項に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額とする。</p>	<p>(取締役の責任免除)</p> <p>第30条 当社は、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について会社法第427条第1項に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額とする。</p>
<p style="text-align: center;">第5章 監査役及び監査役会</p> <p>(監査役及び監査役会の設置)</p>	<p style="text-align: center;">第5章 監査等委員会</p> <p>(監査等委員会の設置)</p>
<p>第31条 当社は<u>監査役及び監査役会</u>を置く。</p>	<p>第31条 当社は<u>監査等委員会</u>を置く。</p>
<p>(監査役の数)</p> <p>第32条 当社の監査役は、5名以内とする。</p>	<p>(削除)</p>
<p>(監査役の選任)</p> <p>第33条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>2 監査役の選任の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p>	<p>(削除)</p>
<p>(監査役の任期)</p> <p>第34条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>2 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p>	<p>(削除)</p>
<p>(常勤監査役)</p> <p>第35条 監査役会は、その決議により監査役の中から常勤の監査役を選定する。</p>	<p>(削除)</p>
<p>(監査役会の招集通知)</p> <p>第36条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。</p>	<p>(監査等委員会の招集通知)</p> <p>第32条 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときには、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査等委員会を開催することができる。</p>
<p>(監査役会の決議の方法)</p> <p>第37条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</p>	<p>(削除)</p>
<p>(監査役会の議事録)</p>	<p>(削除)</p>

現行定款	変更案
<p><u>第38条</u> <u>監査役会における議事の経過の要領及びその結果ならびにその他法令で定める事項は議事録に記載又は記録し、出席した監査役がこれに記名押印又は電子署名する。</u></p>	
<p>(監査役会規程) <u>第39条</u> <u>監査役会に関する事項は、法令又は定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u></p>	<p>(監査等委員会規程) <u>第33条</u> <u>監査等委員会に関する事項は、法令又は定款に定めるもののほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</u></p>
<p>(監査役の報酬等) <u>第40条</u> <u>監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p>	(削除)
<p>(監査役の実任免除) <u>第41条</u> <u>当社は、社外監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について会社法427条1項に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は法令が定める最低責任限度額とする。</u></p>	(削除)
<p>第6章 会計監査人</p>	<p>第6章 会計監査人</p>
<p>(会計監査人の設置) <u>第42条</u> (条文省略)</p>	<p>(会計監査人の設置) <u>第34条</u> (現行通り)</p>
<p>(会計監査人の選任) <u>第43条</u> (条文省略)</p>	<p>(会計監査人の選任) <u>第35条</u> (現行通り)</p>
<p>(会計監査人の任期) <u>第44条</u> (条文省略) 2 (条文省略)</p>	<p>(会計監査人の任期) <u>第36条</u> (現行通り) 2 (現行通り)</p>
<p>(会計監査人の報酬等) <u>第45条</u> <u>会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。</u></p>	<p>(会計監査人の報酬等) <u>第37条</u> <u>会計監査人の報酬等は、代表取締役(代表取締役が複数あるときは、全ての代表取締役)が監査等委員会の同意を得て定める。</u></p>
<p>第7章 計算</p>	<p>第7章 計算</p>
<p>(事業年度) <u>第46条</u> (条文省略)</p>	<p>(事業年度) <u>第38条</u> (現行通り)</p>
<p>(期末配当金) <u>第47条</u> (条文省略)</p>	<p>(期末配当金) <u>第39条</u> (現行通り)</p>
<p>(中間配当金) <u>第48条</u> (条文省略)</p>	<p>(中間配当金) <u>第40条</u> (現行通り)</p>

現行定款	変更案
(期末配当金等の排斥期間) 第49条 (条文省略) 2 (条文省略) (新設)	(期末配当金等の排斥期間) 第41条 (現行通り) 2 (現行通り) 第8章 附則 <u>(監査役の責任免除に関する経過措置)</u> 第1条 平成27年10月31日に終了する事業年度 に関する定時株主総会終結前の社外監 査役(社外監査役であったものを含む。)の 行為に関する会社法第423条第1項の 責任を限定する契約については、なお同 定時株主総会の終結に伴う変更前の定 款第41条の定めるところによる。

(3) 日程

定款変更のための定時株主総会開催予定日
 定款変更の効力発生予定日

平成 28 年 1 月 25 日
 平成 28 年 1 月 25 日

以 上